

CU三多摩ニュース No.40

2018. 11. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

秋の拡大目標、あと一歩

三宅一也 書記長

CU東京1500人の展望を切り拓く、300人のCU三多摩を早期に達成するため、三多摩協議会は「秋の拡大月間」を32人目標で11月まで取り組んでいます。目標達成には東京土建三多摩各支部の協力がこれまでも大きな役割を果たしてきました。今回も11月2日に協力依頼へ役員5人が、小金井国分寺・小平東村山・清瀬久留米・西東京・村山大和・西多摩の6支部で訴えを行いました。

この中で、小金井国分寺支部5人、西多摩3人、その他2人が加入し合計10人。その後、西東京の役員1名も加入していただきました。結果、現在までの拡大数は26人となり、CU三多摩協議会の組織数は269人となっています。目標の32人達成まであと一歩、残6人です。

280人に届けば三多摩で300人の組織実現も、目前です。仲間の皆さんのご協力を改めて、お願いします。12月15日はCU東京10周年行事です。最後まで奮闘しましょう。

争議報告と組合員交流の集い



11月11日、第二回『争議報告と組合員交流のつどい』を開き、来賓含め30人が参加。

昨年の第一回に続き、今回も寄せられた労働相

談による争議の内容を広く知らせ、仲間の激励と交流の場にしたいと開かれたものです。

相談件数が100件超えて

つどいは佐藤委員長の挨拶、CU本部の高木書記長、三多摩労連の菅原副議長、前進座も駆け付けました。そのあと、三宅書記長が争議事例などの報告を行いました。報告ではCU三多摩協議会の活動をより飛躍させるために早期に300人の組合員にする必要があること。また、これまで寄せられた相談件数が100件となったこと。昨年7月から今年6月までの件数は34件。組合として団体交渉で解決した18件は100%解決です。

解決した事例では、「法令に基づいた就業規則に変更した会社」、保育園のパワハラ問題で「職場内でパワハラ再発防止の研修を行い改善に取り組んでいる」こと等の報告がありました。

二つの分会が活動紹介と決意

また、分会活動報告では多摩稲城分会の大川分会長より、毎月一回の宣伝行動と労働相談の実施、学習会開催と元気な活動の紹介。清瀬東久留米分会の寺川分会長も、仲間がもうすぐ50人に、CUと聞けば誰もが知っている組合にしたいと決意表明がありました。

また、相談者Mさんは相談して解決したお礼とCUとの出会いで今の自分がある、職場環境もよくなり退職する人がいなくなったと発言し、大きな拍手が贈られました。

最後に星副委員長のリードで「労働者の駆け込み寺」の役割を果たしつつ、一日も早く300人の組合にするために「がんばろう」を三唱し散会しました。(中山 記)

2019年 新春のつどい

19年1月26日(土)

午後4時～

北多摩西教育会館

CU三多摩の事務所3階

☆組合員皆で新しい年への決意を固めあいましょう。

オスプレイNO!大集会 CU三多摩の旗掲げ行進



10月1日に地域住民・都民の猛抗議にも関わらず、横田基地に配備されたCV22オスプレイ。10月27日、福生市多摩川中央公園に2000人が参加しての「オスプレイいらない東京大集会」が開かれ、CU三多摩も旗を掲げ、抗議のアピールを行いました。

集会は都内各地からの参加や報告、とくに高校生平和ゼミの生徒も発言するなど、「危険極まりない軍用ヘリはただちに出ていけ」と抗議の声を上げました。政府のみならず小池知事も配備と訓練を黙認しており、市民の安全より日米軍事同盟優先の姿勢です。

今後とも、平和と安全を脅かすオスプレイの配備及び訓練反対の声を、市民や他の労働組合とともに声を上げていきます。(宮本 記)

相談事例より

雇用契約書の記載に疑問があると労働相談に。結果は、団体交渉で様々な労働条件を改善させました。

Y社の社員Xさんは、雇用契約書の契約期間が、有期契約から正社員にかわり、半年後に無期契約になったことや契約書に書かれている勤務時間と実際の勤務時間が違うことなどについて、疑問があると労働相談にきました。



また、Y社は就業規則を周知しなかったため、Xさんが、事業所の責任者に閲覧を要求。就業規則に明記されている慶弔金も支払われていないことがわかりました。Y社とXさんの雇用契約には、その他にも①始業・終業前後の準備や片づけの「みなし残業代」の根拠が不明。②Y社は1か月間の変形労働時間制だが、業務の研修時間を1か月の総労働時間から除外し、一部残業代が未払いと思われる。③時給を10月1日の最低賃金改定時から改定すべきところ20日間の賃金が改定前のものだった等の問題点がありました。

団体交渉で合意解決できた

第一回目の団体交渉で、Y社は「雇用契約期間は正社員に準ずるもので、定年まで雇用を継続する」と回答。その他の要求については、持ち帰って検討するが、時間が必要というものでした。

その後、多少の時間を経てY社から、①慶弔金支払い義務を認める、②研修時間を労働時間として認める、③始業、就業前後の労働時間について実態に見合った「みなし残業手当」20分を支給する、④10月1日から20日までの不足分について支給義務があるなどの回答があり、Xさんも交え組合として合意しました。(尼崎 記)

CU三多摩立川駅 宣伝行動のお知らせ



日時：12月15日(土)
午前11時～12時
場所：立川駅北口
ペDESTリアンデッキ

職場の劣悪な環境を告発し、また支援の訴えをしたい方も是非ご参加ください。